

# 平成23年度 総務文教厚生常任委員会 道外行政視察調査報告書

平成23年12月12日 提出

総務文教厚生常任委員会

委員長 近藤 哲雄

総務文教厚生常任委員会では、平成23年11月16日（水）から19日（土）までの4日間で道外視察を行いましたので、その内容について報告いたします。

## 【11月16日（水）】

### ボッシュ(株)横浜事務所（神奈川県横浜市）

「誘致企業と地域自治体との連携協力について」という研修項目のもと、ボッシュ(株)横浜事務所を訪問しました。本年、ボッシュ(株)は創業125周年、日本進出100周年、創業者 ロバート・ボッシュ生誕150周年という節目の年に当たります。

世界全体で見ると、ボッシュ(株)の売り上げは約5兆円で従業員数は28万3,500人、この横浜事務所では、26カ国の方々1,000人弱の従業員である等々の概要説明を受けた後、本町に関連する部分での意見交換を行いました。

昨年、テストコースの拡張工事も行われましたが、1992年から2011年の間、ボッシュ(株)女満別テクニカルセンターへの投資金額は、累計で100億円に達します。企業が投資していく上で、進出先である地元自治体の支援体制が大きく影響するとのことでした。

その上で、「テストコースの拡張工事を行い、現在、大空町から支援いただいている。ドイツ本社は、地元自治体との連携状況について強い関心を示しているので、今後も支援期間の延長など、より充実した体制をひいていただけるように御配慮をお願いしたい。」という要請を受けました。



今後の連携協力など、意見交換を行いました。  
(ボッシュ(株)横浜事務所にて)

また、女満別テストコースでは、2010年から2011年にかけて延べ1,132人の雇用があったとのことでしたが、そういった雇用の問題や従業員の定住環境整備、ボッシュ(株)社員食堂で大空町産の食材利用を検討したが、経費面で課題が残ること、大空町の農産物等フェアを実施し、大盛況であったことなどの話題が出されました。

関連企業進出の可能性があれば検討いただきたいということも含め、お互いの状況を理解し合いながら、ともに発展していくことを確認させていただきました。

## 【11月17日（木）】

### 由布市庄内庁舎（大分県由布市）

「住民自治基本条例について」と「インターネット公売の取組について」という2つのテーマで、大分県由布市を訪問しました。

現在、大空町では、自治基本条例（仮称）中間報告（案）が示され、今後策定、そして

施行へと向かっていこうとしている段階であり、議会としてどのような視点を持ってかわっていくべきかということ、そして、由布市での条例施行後の状況について調査しました。

由布市は、平成17年10月1日、商工業の発展が著しいまちである挾間町、豊かな自然と農業のまちである庄内町、観光と温泉のまちである湯布院町が合併し、人口約3万6,000人の市として、新しく誕生しました。



本町での今後の取組につなげるため、自治基本条例及びインターネット公売の先進事例を調査しました（由布市庄内庁舎にて。）。



庄内庁舎には市長、総務部門、挾間庁舎には議会、産業建設部門、湯布院庁舎には福祉事務所、環境・観光部門、教育委員会を設置しているということで、新市の機能を分散させる分庁舎方式と、現行の窓口行政サービスを各庁舎で存続させることを基本とする総合支所方式とを組み合わせた方式をとっていました。

財政状況がおもわしくない3つの自治体が、その改善も見込んで合併したところ、なかなか思うように好転せず、「従来の行政主導のまちづくりでは、これからのまちづくりが進まない。」という基本的な考え方のもと、行政ばかりに頼るのではなく、市民全体でまちづくりに取り組む形に切りかえていく、その姿勢を明確にしていこうということが、住民自治基本条例制定の動きにつながったとの説明を受けました。

条例内容の検討にあたっては、7名による検討委員会が組織され、15回に及ぶ検討委員会の開催や検討途中での市民、各団体に対する説明会、パブリックコメントの実施、議会対応など紆余曲折を経て、平成21年10月から「由布市 住民自治基本条例」が施行されたとのことです。

経過説明などを受けた後、各委員からの質問を通して、さらに次のとおり、数点のことが確認されました。

型にはめたものではなく、自分たち（＝住民）の手でつくろうという意識があったためにアドバイザーなどは置かず、由布市にかかわりのある方だけで原案をつくろうという、ひとつの方向性があったこと。

観光客などの交流人口が多いという由布市の特徴を、条例の中でどのように位置づけていくか議論してきたこと。

住民自治基本条例施行後2年が経過し、条例内容を見つめ直すという意味で、住民が多く集まる機会を利用して、条例に関する講演会などを計画中であること。

条例が施行されて以降、まちづくりが急に進展したり、住民にとって大きく変わったという部分は今のところ感じられないが、職員の中には住民の声をよく聞いて行政運営をしなければならないという意識づけがされ、条例や各種計画を策定する際、住民の目線や考え方などに対して今まで以上に気を配るという意識が生じてきたこと。

さまざまな社会・経済情勢の変化を背景として自治のあり方が変わろうとしている今日、自治基本条例は「住民主体のまちづくり」に具体的に取り組んでいくためのスタートになるものだと、改めて感じています。

これから制定へと向かっていく本町の自治基本条例も、町民・議会・行政、それぞれの立場から、それぞれの役割を三者が理解し、共有できる条例にしていく必要性・重要性を学びました。

もう一点、「インターネット公売の取組について」は、主に税などの滞納者が所有する財産の差押えを行ってインターネット上で公売し、それを滞納額の収納に充てようとするものです。この取組は、大空町でも今後実施していくことが検討されており、今回の視察テーマとしました。

由布市では、平成21年12月からインターネット公売を開始し、これまでに計3回実施しており、その実績は総売却件数15点、売却総額57万6,250円ということでした。

公売物件としてはバイク、掛け軸、つぼ（有田焼）、スピーカーなどで、バイクを差し押さえた際はトラックに積んで、差押え物件だとわかるように市内を運搬したそうです。

差押えの基準は定めていないとのことでしたが、平成22年度は200万円以上の滞納者及び誓約不履行者を中心に差押えを実施し、結果として当初の滞納人数3,951人が2,864人と1,087人減少し、当初市民税滞納繰越額 8億6,999万円が6億677万円と2億6,332万円が圧縮されたとのことでした。

こうした差押え物件を公売していく一つの手法を通して、滞納問題に厳正に取り組んでいくという行政側の姿勢を見せることで、納税意識の高揚、納税意欲の向上に結びついていくものだと思います。由布市の御担当者からも、行政側が厳正に対応することによって、納税者側の意識の変化が感じられるようになったという話もありました。納税の公平性という原則のもと、そうした姿勢は滞納者のみならず、健全な納税者に知らせていく意味も含んでいると感じました。今後の参考にしていきたいと考えています。

【11月18日（金）】

社会福祉法人 ともちかい 十百千会

障がい者総合支援センター ゆきぞの（熊本県美里町）

午前中、熊本県美里町を訪れ、社会福祉法人 十百千会の障がい者総合支援センター ゆきぞの を視察しました。

障がい者福祉に関しては、大空町においても、その拠点施設がスタートする予定であることから、本委員会でも昨年度から継続して調査、検証しているテーマでもあります。

従来は入所授産施設（ 1 ）として運営されていましたが、施設運営開始後30年余りが経過してきた中で、昨年からの現在の障がい者総合支援センターという新体系へ移行したとのことでした。



就労支援で、実際にどのような作業が行われているか、御担当者から説明を受けました。  
(障がい者総合支援センター ゆきぞの にて。)

生活介護、就労継続支援B型（ 2 ）、就労移行支援、生活訓練、共同生活援助・共同生活介護（ 3 ）、相談支援など幅広く事業展開されており、養護学校を18歳で卒業した後、介護保険へ移行するまでの間のすべてを受入れできる施設でありたいという考え方のもとで運営されていました。

関連する施設が分散立地しており、その中の生活訓練・就労支援センター、グループホーム・ケアホーム（ 3 ）、就労継続支援B型事業のワークセンターなどを拝見しながら説明を受けました。



就労継続支援B型事業では、タオルの下請け作業や地域農家の農作業派遣、あるいは社会福祉協議会が主にかかわっている高齢者就労センターとの相互協力などを通して就労先が確保されていました。利用者へ支払う工賃は、昨年で月額9,000円程度、ことしは月額1万2,000円程度支払える見込みであり、今後二、三年で月額2万円の工賃支払を目指しているとのことでした。

就労支援に関し、施設側としては人口が1万人程度の美里町であっても、現在で6人の方が就職しているということもあり、就労支援ということに特化して取り組めば、ある程度の結果が残せるという手ごたえを感じているとのこと、そのためにも日常の訓練を通して就労意欲の意識づけをすることが一番大事であるとお話がありました。また、就労後も長く働き続けるために、職場見学の実施や実際に就労した方の作業状況等見学の実施、そして、仕事をする意味を繰り返し教育していきたいとのことでした。

生活訓練センターのスケジュール

時間	内容
9:00	入所
9:30	朝の挨拶
10:00	生活訓練
11:00	生活訓練
11:30	昼食
12:00	生活訓練
13:00	生活訓練
14:00	生活訓練
15:00	生活訓練
16:00	生活訓練
17:00	生活訓練
18:00	生活訓練
19:00	生活訓練
20:00	生活訓練
21:00	生活訓練
22:00	生活訓練
23:00	生活訓練
24:00	生活訓練
25:00	生活訓練
26:00	生活訓練
27:00	生活訓練
28:00	生活訓練
29:00	生活訓練
30:00	生活訓練

(上)就労継続支援B型事業所  
「ワークセンターゆきぞの」

(下)日常生活の訓練を行う  
「生活訓練センターゆきぞの」



生活訓練センターの  
スケジュール

これらのことを通して、我が町の実情を見たときに不安視される部分もあるかと思いますが、行政とも密に連携をとりながら協議、調整を図っていくことが重要だと考えます。

「新たにスタートを切るとき、大切なことは何か。」とお尋ねした際に返ってきた「関係者みんなが、同じ方向を向いていることが大切ではないですか。」という言葉が印象的でした。

1 授産施設～ 社会福祉施設の一つで、心身に障がいがある方など、一般企業に就職することが難しい人に就労や技能習得の場を設け、その援護や自立更生を図ることを目的とする施設です。

2006年に「障がい者の自立支援推進を図る法律（障がい者自立支援法）」が施行されてからは、利用者の働き方などによって、就労継続支援施設（A型、B型）や就労移行支援施設に順次移行されています。

2 就労継続支援事業所～ 障がい者自立支援法に基づく就労継続支援のための施設で、一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を設け、生産活動を通じて知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを提供する事業所です。

同事業所の形態にはA型、B型の2種類あり、A型は障がい者と雇用契約を結んで、原則最低賃金を保障する仕組みの「雇成型」、B型は雇用契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける「非雇成型」になります。

3 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）事業～ 日中、就労または就労継続支援等のサービスを利用しており、知的、精神障がいを有し、地域生活を営む上で、一定の日常生活上の支援を必要とする方が対象になります。

共同生活介護（ケアホーム）事業については、生活介護の日中活動を利用しており、日常生活を営む上で、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を必要とし、障がい程度区分2以上の方が対象になるという点で、両事業が異なります。

### 氷川町役場（熊本県氷川町）

午後からは、友好町である氷川町を訪問し、「中学生相互交流、高校生実習研修受入れについて」と「障がい者福祉政策の展開について」という2点にわたって調査を行いました。

中学生の相互交流「ふれ愛スタディ事業」は、旧東藻琴村時代の平成9年から開始されており、合併後、大空町になってからも平成18年から6回の事業展開がされています。

第1の目的である大空、氷川両町の交流を図っていく、その最初の取組をこの中学生の相互交流として開始し、当該事業を通して、さらに両町の交流は深まっていると認識されていました。



中学生交流事業の取組を、写真にあわせて説明いただきました（氷川町にて。）。

子供たちにとっても、北海道の広さや気候の違いなどを実際に体験してきたという、数字にはあらわれてこない「経験」は、今後のためにも非常に重要であるとのことで、事業終了後の感想でも多くの子供たちが、ぜひまた行きたいと述べていたということも、一つの事業効果だと感じました。

ただ、課題も示されており、全体的な費用や参加者負担金、対象が中学2年生ということでの修学旅行や部活動との兼ね合い、大空町側でホームステイを受け入れ切れていないなどの問題点がありました。より参加しやすくなるような環境整備も、あわせて進めていかなければならないとのことでした。

高校生の実習受入れについては、昨年から東藻琴高等学校の農業実習体験として、氷川町内の果樹農家での受入れが実施されています。

収穫時期という農繁期の中で3日間滞在し、収穫作業、選果場での選果作業や、全国的にも有数の売上高を誇る道の駅での大空町物産品販売などを体験させていただいています。受入れ農家の方から、非常に活気が出たとの声もいただいております。今後も農家、学校

等の意見や要望などを調整しながら継続していきたいとのことでした。そして、この事業が安定してくれば、次のステップとして農家への民泊なども考えていきたいとお話がありました。

今後も事業を継続していくために、それぞれの受入れ農家にとって過度の負担にならないような調整、取組が大切だという話をさせていただきました。

「障がい者福祉政策の展開について」に関しては、両町相互の取組状況を確認し合う形で意見交換等が行われました。

その中で、氷川町での今日的課題として、次の点が挙げられました。

障がい者自立支援法に基づき新制度に移行したが、事務量が増加し、担当者が事務に追われて利用者のニーズにこたえられているか疑問が残る。

法改正が次々に行われ、利用者側もその内容がきちんと把握しきれないままサービスを利用されている。「利用者負担が増加するのではないか。」「施設を退所しなければならないのではないか。」といった不安の声が聞かれる。

障がい程度区分は町の審査会で認定するが、新制度移行後、特に知的障がい施設の部分で判定ランクが低いのではないかと、といった不満の声が多く上がり、担当者がその対応に苦慮している状況にある。

民生委員との連携も図られていました。民生委員側では、発達障がい児に関する研修を実施したり、そのほかにもテーマを決めて定期的に勉強会を行ったり、障がい者福祉部会を設けて施設訪問を実施するなど、その資質の向上を図り、さらには町に対する提言が行われていると説明を受けました。

また、町側からは民生委員に対して、担当地域内に障がいがあっても手帳が交付されていない方がいらっしゃる場合や、そういった方から何らかの相談を受けた場合など、勉強会を通じて得た情報の提供などをお願いしているとのことでした。

氷川町側から、本町の地域自立支援協議会の運営状況はどのようになっているかという質問を受け、それに対して「福祉会や病院など、各分野から参画いただいて協議会が構成されているが、協議会としての実質的な運営という点では、なかなか難しく、できていない状況にある。例えば福祉計画の内容など、そういったものの協議を進めているような状況でしかなく、本来であれば障がいのケース検討などを地域自立支援協議会で行い、幅広い意見を集約すべきと考えているが、現時点ではケースごとの検討を行う段階まで至っていない。」「ゼロベースから取り組もうとしているが、就労を一つとっても地域のいろいろな方々からお世話になる必要があり、学校の特別支援教育、就学前から就労までの長いスパンの中で子供たちを支えようと考えたとき、これから真価が問われてくると考えている。」と回答しました。



各御担当の皆様が、調査テーマの内容を詳しく説明くださり、説明いただいた後に相互の意見交換を行いました。



【11月19日（土）】

氷川町内施設等視察

たてがみきょう

立神峡里地公園

竜北公園

道の駅竜北・氷川町物産館

氷川町内施設の視察を、氷川町議会正副議長及び議会事務局長に御案内いただき、現地で御担当の方から説明を受けながら実施しました。



立神峡里地公園の施設は、平成18年度から指定管理者制度が導入され、「立神峡公園管理組合」が管理しています（立神峡里地公園にて。）。

立神峡里地公園は「ふれあいスタディ事業」での集会場所としても利用されており、自然と共生する里山の暮らしとともにほぐくまれた伝統、文化、知恵を体験し、交流する環境学習の拠点であり、昭和30年代初期の農家住宅をイメージした宿泊施設も備えられていました。キャンプ場、ログハウス、ロッジ、里地屋敷などの施設を有し、避暑地として、また、子供たちの環境教育の一環などに活用されていました。

その他、全長126メートルという九州屈指のローラスライダーがあり、ウォーキングコースやお祭り広場、野外ステージなどが備えられている竜北公園、毎日新鮮な農産物や海産物が並ぶ「とれたてマーケット」や、地元産の新鮮な素材を中心に使った、お母さんたちの手料理がたくさんという農村レストランを有し、年間約6億円という全国屈指の売上高を誇る「道の駅竜北・氷川町物産館」などを視察し、同日帰町しました。



道の駅竜北・氷川町物産館で、施設概要やその取組、施設運営状況などを御説明いただきました。

【おわりに】

ボッシュ(株)が、企業側のスタンスとして進出先である自治体に配慮した取組が検討、実施されていることもあり、本町としても、そういった企業側の配慮を踏まえながら、お互いの協力関係を築いていくことが重要だと考えます。

由布市の取組の中から、今後自治基本条例を策定し、住民主体のまちづくりを進めていく上で情報を共有していくこと、町民・議会・行政それぞれの意識の高揚を図ることが重要であると感じました。

平成20年6月から行われてきた大空町自治基本条例（仮称）の草案検討作業も、大詰めを迎えています。自治基本条例は「自治体の憲法」ともいわれており、その基本理念をもとに町民と議会、行政が協働して同じ方向に向かい、自分たちの町をみずからの手でつくり上げていく意志を持って、住民主体のまちづくりを目指していく必要があります。

インターネット公売は、その実施により得られる収入での滞納額圧縮もさることながら、滞納に対して真剣に対応していくという姿勢を示すことが納税意識の高揚につながり、税を初めとした負担の公平性を確保していくための取組として有効であると認識しました。

本町では現在、平成24年4月1日の供用開始を目指して、障がい者福祉センターの整備が進められています。

熊本県美里町の障がい者総合支援センター ゆきぞの では、前述のとおり就労継続支援B型事業の取組で、社会福祉協議会との連携を密にし、相互協力のもとで事業が実施されています。就労先が減少する冬季間などは、施設独自にシイタケの栽培管理も実施しているとのこと。気候の違いなどにより、取り組める内容も変わりますが、通年での事業実施に向け、町としてどのような対応ができるか、施設利用者や本町の状況を踏まえながらその内容を検討していくとともに、関係機関との連携を図っていくことも必要ではないでしょうか。

ことし、甚大な被害を及ぼし、今なおその影響が色濃く残る「東日本大震災」というものを経験し、改めて友好関係にある氷川町と大空町とが、万が一の事態にすぐ声をかけ合えるということの必要性を感じたところです。

継続されてきている子供たちの交流、その他さまざまな分野での交流をとおして、その「絆」がより強いものになっていけばと思っています。

今回視察テーマに掲げ、訪問先で調査した内容は本町に関連する課題の一部であり、検討していかなければならない課題は、まだまだ多くあるのが現状です。

課題を一つ一つ解決していくため、本研修で得た内容が今後の行政運営に反映されるよう議会側からアクションを起こし、行政、そして町民につなぎ、よりよい「大空町」になるよう議会としての責任、役割を果たしていく必要性を重く受けとめているところです。